

強者の戦略

東大日本史のみかた 35 [解答編]

こんにちは。日本史の岡上です。さて、今回は室町幕府の財政に関する問題でした。東大の第2問は中世史からの出題になりますが、特に今回のような社会経済史の問題は頻出ですので、受験生の方は注意しておきたいところですね。

それでは解説を始めていきましょう。

<室町幕府の財政の特徴>

設問

A 室町幕府の財政にはどのような特徴があるか。その所在地との関係に注目して2行以内で述べなさい。

問われているのは、室町幕府の財政の特徴。条件として、その所在地との関係に注目することが求められています。

まず、室町幕府の財政について述べられている資料文を確認してみましょう。

(2) 室町幕府は、南北朝合体の翌年である1393年に土倉役・酒屋役の恒常的な課税を開始した。土倉役は質物数を、酒屋役は酒壺数を基準に賦課され、幕府の年中行事のうち年間6000貫文がここから支出された。

資料文(2)には室町幕府が、

- ・1393年から土倉役・酒屋役の恒常的な課税を開始した
- ・土倉役は質物数を、酒屋役は酒壺数を基準に賦課した
- ・土倉役・酒屋役から室町幕府の年中行事に年間6000貫文を支出していた

とあります。年間6000貫文が室町幕府の年中行事の費用に占める割合は定かではありませんが、**室町幕府の財政においては土倉役・酒屋役が大きな役割を果たしていた**ことは間違いないでしょう。それは資料文(1)からも読み取ることができます。

(1) 『建武式目』第6条は、治安の悪化による土倉の荒廃を問題視し、人々が安心して暮らせるようにするためには、それらの再興が急務であるとうたっている。

強者の戦略

『建武式目』は足利尊氏が幕府をひらく目的をもって当面の政治方針を明らかにしたのですが、そこに「土倉の荒廃を問題視」、「それら(=土倉)の再興が急務」とあるのは、**室町幕府が当初から土倉を保護し、また土倉役を賦課することが幕府財政にとって重要であることを認識していた**ということになります。

ところで今回の問題ですが、資料文を読むまでもなく、室町幕府の財政と聞いて教科書の記述内容が浮かんだ人も多かったのではないのでしょうか。

幕府の財政は、御料所からの収入、守護の分担金、地頭・御家人に対する賦課金などでまかなわれた。その他、京都で高利貸を営む土倉や酒屋に土倉役・酒屋役を課し、交通の要所に関所を設けて関銭・津料を徴収した。また、幕府の保護下で広く金融活動をおこなっていた京都五山の僧侶にも課税した。さらに日明貿易による利益や、のちには分一銭なども幕府の財源となった。また内裏の造営など国家的行事の際には、守護を通して全国的に段銭や棟別銭を賦課することもあった。

『詳説日本史B』(山川出版社, p. 126)

設問Aの条件として「その所在地との関係に注目」とありますので、特に京都と関係するものとしては、

- ・高利貸を営む土倉や酒屋に課せられた土倉役・酒屋役
- ・交通の要所に関所を設けて徴収された関銭・津料
- ・幕府の保護下で広く金融活動をおこなっていた京都五山の僧侶への課税

を挙げることができます。

ここから室町幕府の財政の特徴をまとめるのならば、例えば鎌倉幕府が関東御領(荘園)や関東知行国からの年貢・公事を財政基盤としていたのに対して、室町幕府は直轄地(御料所)が諸国に散在していたために収入があまり見込めず、その代わりに**貨幣経済**

の中心地であった京都に幕府を所在させることで、金融・流通への課税に依拠した財政基盤をもつことになったということが出来ます。

以上をまとめて、解答を作成してみましょう。

【解答例】

A 貨幣経済の中心地である京都に所在したため、高利貸を営む土倉を保護して課税するなど、金融・流通への課税を財政基盤とした。(60字)

<室町幕府の徳政令>

設問

B 徳政令の発布が室町幕府に深刻な財政難をもたらしたのはなぜか。また、それを打開するために、幕府はどのような方策をとったか。あわせて3行以内で述べなさい。

問われているのは、徳政令の発布が室町幕府に深刻な財政難をもたらした理由。さらに、財政難を打開するために、幕府がとった方策についても解答する必要があります。まずは、資料文を確認していきましょう。

(3) 正長・嘉吉の土一揆は、土倉に預けた質物を奪い返したり、借用証書を焼くなどの実力行使におよんだ。嘉吉の土一揆は、それに加え、室町幕府に対して徳政令の発布も求めた。

(4) 室町幕府は、1441年、嘉吉の土一揆の要求を受けて徳政令を発布したが、この徳政令は幕府に深刻な財政難をもたらした。

まず資料文(3)では、正長・嘉吉の土一揆の際に実力行使による徳政の実施(=私徳政)が行われたとあ

強者の戦略

ります。さらに、嘉吉の土一揆の際にはそれに加え、室町幕府による徳政令の発布が求められたとあります。そして、資料文(4)ではその結果として、室町幕府が徳政令を発布したために、深刻な財政難となったことが指摘されています。

ここでの徳政令は「土倉に預けた質物を奪い返したり、借用証書を焼くなどの実力行使」を迫認するものであり、それはすなわち土倉にとっては債権を破棄されることに他なりません。債権を破棄された土倉の経営が悪化することは当然ですね。そうして**土倉などの経営が悪化すれば、それに課税し、また財政基盤としていた室町幕府が財政難に陥ることもまた当然のこと**といえます。

では、財政難を打開するために、幕府がとった方策ですが、それについては資料文(5)を確認していきましょう。

(5) 室町幕府は、1455年の賀茂祭の費用を「去年冬徳政十分の一、諸人進上分」によってまか

なった。

この「徳政十分の一」という表現から「分一徳政令」を想起できた人は多かったと思います。分一徳政令とは幕府が債務者の分一銭（手数料）納入を条件に、債務の破棄を認めた徳政令のことで、1454年の享徳の徳政一揆で初めて発令されました。一方、翌年には債権者の分一銭納入を条件に、徳政の適用外とする分一徳政禁制も実施されました。すなわち、**幕府は徳政令の発布に際して債権者・債務者のうち幕府に分一銭を納入した側の権利を認め、またその分一銭を新たな収入源とするという方策**をとるようになったのです。

資料文(5)では、賀茂祭の費用が分一銭によってまかなわれたことも指摘されていて、この分一銭が室町幕府の財政に活用されていたことが分かります。

以上をまとめて、解答を作成してみましょう。

B徳政令による債権の破棄は土倉・酒屋の経営を悪化させ、幕府の税収は減少した。そこで幕府は徳政令発布に際して債権者・債務者のうち分一銭を納入した方の権利を認めることで収入を確保した。(90字)

さて、みなさんの解答はいかがだったでしょうか？

論述問題の解答はもちろん一つではありませんので、「これはどうだろうか？」と自分では判断つかないものは必ず、添削してもらうことをお勧めします。この『強者の戦略ホームページ』でもメールにて質問などを受け付けていますので、どしどし送っててくださいね。

それでは、今回はこの辺にいたしましょう。次回「東大日本史のみかた」をお楽しみに！！